

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会 長 川 崎 裕 子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 19 年 11 月 8 日付け大契第 3198 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 19 年 7 月 19 日付け大契第 3071 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）において非公開とした情報のうち、別表 3 に掲げる情報は、公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 19 年 7 月 5 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市契約管財局 発注 平成 19 年 6 月 14 日午前 10 時開札 工事名称：大阪城公園（城南地区）舗装 その他工事 上記案件が取止めになった理由。上記案件に対して行われた公正入札調査委員会及び大阪市入札等監視委員会の議事録。」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分公開決定

実施機関は、本件請求に係る文書として、別表 1 に掲げる本件文書 1 から 4 まで（以下「本件各文書」という。）を特定した上で、一部を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当
（説明）

契約を保留した理由、入札等監視委員会へ審議依頼する理由、情報提供者、情報内容、入札経過調書の入札金額、事情聴取結果一覧表の内容、工事内訳書の調査の内容、入札等監視委員会へ審議依頼した理由、及び入札等監視委員会意見の落札決定を見送るべき理由は、事務事業遂行情報であり、公開することにより本市の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、又、犯罪の捜査に支障が生じると認められるため。

条例第 7 条第 2 号に該当
(説明)

入札経過調書の入札者、及び住所は、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ、同号ただし書に該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 8 月 10 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき、異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当することについて

契約を保留した理由、入札等監視委員会へ審議依頼する理由、情報提供者、情報内容、入札経過調書の入札金額、事情聴取結果一覧表の内容、工事内訳書の調査の内容、入札等監視委員会へ審議依頼した理由、入札等監視委員会意見の落札決定を見送るべき理由など、入札無効に至った判断過程は、これらを公開すると、今後、どのような場合なら談合と疑われないかといった、判断要素及びその軽重度が判明し、談合の方法について示唆を与えることになる。

談合防止は、近年、地方自治体において最も重要度の高い課題のひとつでもあり、巧妙に談合が行われると、不当に契約金額が引き上げられ、本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号イに基づき、これらの情報は非公開とすべきと考える。

また、公正取引委員会が独占禁止法違反事件の調査を行うものであり、入札状況及び入札に関して本市が行った調査資料等を公開すれば、公正取引委員会の調査の妨げになるおそれがあり、犯罪の捜査に支障が生じることから、条例第 7 条第 6 号に基づき、非公開とすべきと考える。

2 条例第 7 条第 2 号に該当することについて

入札参加業者、住所等が記載された入札経過調書については、情報を公開すると、当該業者に談合参加の疑いが生じ風評被害のおそれがあるため、一旦公開した情報であるといえ、公開すると入札参加業者に不当な負担をかけ、競争上の正当な利益を害するおそれがあるため、上記非公開理由に加え、条例第 7 条第 2 号に基づき非公開とすべきと考える。

第 4 異議申立人の主張

1 情報公開請求以前に契約管財局から電話で、「入札辞退者が多く入札が不自然な為、本入札は無効とした。」と説明を受けているにもかかわらず公開できないというのは、おかしい。言葉ではよくても、文章では回答できないのか。よって、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号には該当しないはずである。したがって、契約を保留した理由、入札等監視委員会意見の落札決定を見送るべき理由は、公開すべきである。

適正な判断等で決定された理由は、知る権利がある。

理由を公開したところで契約事務や、犯罪捜査に支障がでるのであろうか。

でるのであれば、それも説明しなければならない。

- 2 開札後、一旦は入札参加業者・入札金額・辞退者等を公表し、審査内容も事後審査資料の調査の為に公表されている。後に、電話により通知を受けたのみである。
一度公表したものは、情報公開条例に該当するであろうか。
該当しないのであれば、公開すべきである。

- 3 入札等監視委員会へ審議依頼する理由・した理由を公開しないのは、条例第7条第5号及び第6号に該当しないと思う。

談合情報対応マニュアル・フローが公開されている。よって、どのように対応するかは、誰にでもわかる。理由を公開したからといって支障を及ぼすおそれがあるだろうか。あるなら、マニュアル・フロー自体公開すべきではない。

よって、理由を公開すべきである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

本件において、議事録の公開請求があった公正入札調査委員会及び入札等監視委員会のうち、公正入札調査委員会は、実施機関において、契約管財局長を委員長とし、入札談合に関する情報に対して、事情聴取の実施、入札の延期、公正取引委員会への通報など、的確な対応を行うため設置されている。

また、入札等監視委員会は、第三者の公平中立な立場から、入札及び契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約の公正な執行を図るため、3名の外部委員で構成されており、談合情報の対応について、意見の具申又は勧告を行っている。

本件各文書を作成順に説明すると、本件で通報のあった談合情報に関しては、入札等監視委員会の事務局を担当する実施機関の職員が、平成19年6月25日に各委員から意見を聴き取っており、この聞き取り内容を記載したのが本件文書3である。

次に、実施機関は、公正入札調査委員会において、入札等監視委員会に本件談合情報に係る審議を依頼すること、及び入札等監視委員会から意見が出された後、再度、公正入札調査委員会を開催し、契約締結の可否の判断を行うことを同月27日付け起案の本件文書1により決裁している。

その後、同月28日に第76回入札等監視委員会が開催され、委員会としての意見が

取りまとめられたが、同委員会の議事録が本件文書 4 である。

さらに、実施機関は、公正入札調査委員会において、入札等監視委員会の意見に従い本件入札を無効とすることを同月 29 日付け起案の本件文書 2 により決裁している。

なお、本件各文書の内容は、別表 2 の「本件各文書の内容」欄に記載のとおりであり、また、本件各文書のうち実施機関が非公開とした情報は、同表の「非公開とした情報」欄に記載のとおりである。

3 争点

実施機関は、別表 2 のとおり、本件各文書に記載された各情報について、条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、非公開とした部分を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各文書に記載のうち非公開とした部分の条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号該当性の問題である。

4 条例第 7 条第 5 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 5 号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定しており、特に、契約、交渉又は争訟に係る事務に関しては、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、公開しないことができると規定している。

(2) 別表 2 のうち、条例第 7 条第 5 号の該当性が問題となるのは、情報提供者に関する情報である 1 番、4 番、10 番及び 14 番の各情報、提供された情報内容である 5 番及び 15 番の各情報、入札結果に関する説明である 2 番、3 番、11 番、12 番、13 番、16 番及び 17 番の各情報、入札結果調書の入札金額である 7 番の情報、入札参加事業者に対する事情聴取(以下「事情聴取」という。)の結果である 8 番の情報、入札参加事業者が提出した工事費内訳書の分析検討(以下「工事費内訳書の分析検討」という。)の結果である 9 番の情報、大阪市入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録である 18 番の情報、並びに大阪市入札等監視委員会の次回開催日時である 19 番の情報である。

実施機関によれば、入札無効に至った判断経過である上記情報を公開すれば、今後、どのような場合なら談合と疑われないかといった判断要素及びその軽重度が判明し、談合の方法について示唆を与えることになるとのことである。

また、談合防止は、近年、地方自治体において最も重要度の高い課題の一つでもあり、巧妙に談合が行われると、不当に契約金額が引き上げられ、本市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 7 条第 5 号イに基づき、上記情報は非公開とすべきであると主張している。

これに対して、異議申立人は、情報公開請求以前に契約管財局担当職員から電話で、「入札辞退者が多く入札が不自然であるため、本入札は無効とした。」との説明を受けているのであるから、本件請求に対して上記情報を公開できないとすることは不当であり、条例第 7 条第 5 号に該当しないため、契約を保留した理由及び入札等監視委員会の意見に記載されている落札決定を見送るべき理由は公開すべきであ

るし、公開により契約事務に支障が生じるのであれば、どのような支障が生じるのか説明すべきであると述べている。

さらに、入札金額の情報は、一度公表されているので、公開すべきであり、また、談合情報対応マニュアル・フローが公開されており、どのように対応するのかは誰にでもわかるのだから、入札等監視委員会へ審議依頼する理由・した理由は、条例第7条第5号に該当しないので、公開すべきであると述べている。

(3) 情報提供者に関する情報及び提供された情報内容について

ア 上記情報には、情報提供者が所属する業種名及び会社名、情報提供者の姓及び職業、情報提供者が談合情報を入手した日時、談合情報の入手元、並びに談合情報の具体的な内容などが記載されている。

イ これらの情報のうち、会社名、姓、職業、入手日時、及び入手元については、これを公にすれば、情報提供者が特定されることから、今後、談合情報を入手した者が、談合関係者からの報復を恐れて実施機関への通報を行わなくなるなど、実施機関による談合情報の把握及び談合の発見を困難にするおそれがあり、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第5号に該当する。

また、上記情報のうち談合情報の具体的な内容については、これを公にすれば、談合等不正行為を理由に入札が無効となる具体的な場合が把握され、発見困難な談合が容易に行われるおそれがあるなど、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものと認められるため、条例第7条第5号に該当する。

したがって、情報提供者に関する情報及び提供された情報内容のうち、会社名、姓、職業、入手日時、入手元及び談合情報の具体的な内容を同号に該当するため非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

ウ 他方、前記イ以外の業種名などの情報は、これを公にしても、情報提供者が特定されるおそれがあるとは認められず、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第5号には該当しない。

なお、これらの情報は、同条第6号の該当性も問題となっていることから、後記5において同号の該当性を検討したうえで、公開、非公開を判断する。

(4) 入札結果に関する説明について

ア 上記情報には、入札結果と談合情報が一致していたか否かの記述、事情聴取及び工事費内訳書の分析検討により談合の事実が確認できたか否かの記述、入札結果の内容説明、及び入札結果に対する評価が記載されており、このうち入札結果の内容説明には具体的な数値が含まれている。

イ 当審査会で確認したところ、談合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条で禁止する不当な取引制限の一つとされており、同法第2条によれば、「不当な取引制限」とは、「事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう」と規定されている。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第

127 号。以下「公共工事入札・契約適正化法」という。)第 10 条によれば、「各省各庁の長等は、独占禁止法第 3 条等の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない」と規定されているが、公正取引委員会事務総局が作成した「入札談合の防止に向けて」によれば、「同条は、談合情報だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、談合があると推測できる場合を含むものであり、例えば次の場合がこれに該当する」とされている。

(ア) 発注する工事の種類・規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっているなど落札結果に何らかの規則性が見られる状況

(イ) 上記(ア)のような規則性が無くとも、複数回の入札ごとに 1 番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに 1 社を除いて他社が辞退するというような不自然な状況が常に見られる状況

以上の内容を踏まえると、独占禁止法第 3 条で禁止している談合等の不当な取引制限とは、事業者が共同で対価を引き上げ、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することなどであると認められる。

また、上記のとおり、談合情報だけでなく入札結果等の情報を踏まえて談合があると推測できる場合も、公共工事入札・契約適正化法第 10 条の談合等があると疑うに足る事実があるときに該当すると認められる。

ウ 次に、実施機関が定める契約規則を確認したところ、同規則第 28 条は、入札に関し不正な行為を行った者がした入札は、契約管財局長の決定により無効とする」と規定している。

また、実施機関が作成し公表している談合情報等対応マニュアルによれば、実施機関においては、把握した談合情報、事情聴取又は工事費内訳書の分析検討により談合の事実を確認した場合は入札を無効にすることなどを基本の取扱いとしているが、これらの方法により談合の事実が確認できなかったときであっても、談合や不正行為を疑うに足る事実があると判断した場合は、基本の取扱いに準じて必要な対応をとることとしている。

以上の内容によれば、入札結果と談合情報が一致していなかった場合又は事情聴取若しくは工事費内訳書の分析検討により談合の事実を確認できなかった場合であっても、談合等を疑うに足る事実があるときは、実施機関は、入札を無効にすることがある旨が公にされていると認められる。

エ なお、実施機関が、本件決定により上記情報を非公開とした結果、本件文書 1、2 及び 3 では、本件入札を無効とした理由がほとんど示されていないが、談合等不正行為に係る情報であっても、談合防止に反しない範囲で、入札無効とした経過や理由を的確に公開することによって説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保に努めることが重要である。

オ 上記情報をさらに詳しく見分したところ、上記情報には、落札者などの入札結果と談合情報が一致していなかったとの記述、事情聴取及び工事費内訳書の分析検討を行ったが本件入札に関する談合の事実を確認できなかったとの記述、本件入札においては多数の入札辞退があり辞退事業者以外の入札金額及び落札率が極めて高かったとの記述、辞退事業者数及び落札率の具体的な数値、並びに、本件入札は競争性が制限されており同種工事と比較しても公正な競争が行われたと言いつい難い不自然なものであるとの記述が記載されているが、前記イ及びウの確認内

容を踏まえると、上記情報のうち具体的な数値以外の記述は、法令及び実施機関のマニュアル等により、談合等不正行為に関する説明として、公にされている内容であると認められる。

カ したがって、入札結果に関する説明のうち具体的な数値以外の記述については、これを公にしても、談合等不正行為を理由に入札が無効となる具体的な場合が把握され、発見困難な談合が容易に行われるおそれがあるとは認められず、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第5号に該当しない。

なお、これらの具体的な数値以外の記述は、同条第6号の該当性も問題となっていることから、後記5において同号の該当性を検討したうえで、公開、非公開を判断する。

キ 他方、上記情報のうち辞退事業者数及び落札率の具体的な数値については、これを公にすれば、談合等不正行為を理由に入札が無効となる具体的な場合が把握され、発見困難な談合が容易に行われるおそれがあるなど、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められるため、条例第7条第5号に該当する。

したがって、入札結果に関する説明のうち具体的な数値を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(5) 入札経過調書の入札金額について

ア 上記情報には、本件入札における入札金額又は辞退など各入札参加事業者の対応が記載されているが、当審査会が実施機関に対して、上記情報を記載した入札経過調書の公表経過について説明を求めたところ、以下のとおりであった。

(ア) 本件で通報のあった工事入札案件については、制限付一般競争入札(電子入札)により、平成19年6月12日及び13日に入札参加事業者から入札書を提出させ、同月14日に開札を予定していたが、同月12日に談合情報の通報を受けた。

(イ) 通報を受けた情報内容は具体性を欠いていたため、信憑性は低いと判断し、入札を執行したところ、落札者名が通報情報と一致しなかったことから、入札参加事業者、入札金額、辞退者等を記載した入札経過調書を、6月14日の入札後にインターネットで公表することとした。

(ウ) しかし、入札経過を精査したところ、多数の入札参加事業者が辞退し、落札率も高率であるなど、不自然な点が見受けられることから、契約を一旦保留するとともに、入札経過調書の落札者及び落札金額を空欄にしてインターネットでの公表を行い、また、談合情報等対応マニュアルにしたがって、事情聴取及び工事費内訳書の分析検討を行った。

(エ) その後、本件文書3及び4のとおり、談合情報、入札経過調書、並びに事情聴取及び工事費内訳書の分析検討の結果に基づいて、外部委員会である入札等監視委員会に説明したところ、同委員会から「談合を行ったとの事実は確認できなかったものの、入札結果を見ると、競争性が制限され、落札率も著しく高率であるなどこれまでの同種工事の入札と比較しても、公正な競争が行われたとは言い難い不自然なものである。よって、落札決定を見送り、入札をやり直すことが望ましいと判断される」との意見が6月28日付けで提出された。

(オ) このため、本件文書2のとおり、実施機関の公正入札調査委員会において、入札等監視委員会の意見に従い6月29日付けで本件契約を無効と決定するとともに、インターネットにおいても、同日付けで入札経過調書の公表を取止め、

本件工事の入札経過欄に「取止め」と表示した。

イ 前記アの説明によれば、実施機関は、上記情報を記載した入札経過調書をインターネットで一旦公表したが、本件入札を無効と決定した時点で直ちに公表を取止めており、その後の公表も一切行っていないとのことであるから、入札経過調書については、本件請求時点において、広く知られ得る状態に置かれていたとは認められない。

以上の内容を踏まえると、上記情報については、これを公にすれば、談合等不正行為を理由に入札が無効となる具体的な場合が把握され、発見困難な談合が容易に行われるおそれがあるなど、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められるため、条例第7条第5号に該当する。

したがって、入札結果調書の入札金額を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(6) 事情聴取の結果、工事費内訳書の分析検討の結果、及び入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録について

ア 上記情報のうち、事情聴取の結果には、実施機関が入札参加事業者に対して行った事情聴取の項目の①から⑩まで、入札参加事業者名及び入札参加事業者の応答内容が記載されており、工事費内訳書の分析検討の結果には、入札参加事業者が提出した工事費内訳書を実施機関が工種に分けて比較するなど詳細に分析検討を行った内容が記載されている。

また、入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録には、本件入札に関しての2回にわたる入札等監視委員会の馬場委員の質問と同委員事務局担当職員の回答のやり取りと、最後に質問回答を踏まえた委員の意見が記載されている。

イ 当審査会で確認したところ、事情聴取の結果に記載された事情聴取の項目のうち①、②、④及び⑤については、実施機関の談合情報等対応マニュアルにおいて、事情聴取すべき項目として掲載されており、公にされていると認められる。

また、入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録のうち、1回目の質問回答及び最後の委員意見は、前記(4)で検討した入札結果に関する説明のうち数値以外の部分とおおむね同じ内容であることから、法令及び実施機関のマニュアル等により、公にされている内容であると認められる。

したがって、事情聴取の結果に記載された事情聴取の項目のうち①、②、④及び⑤、並びに入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録のうち1回目の質問回答及び最後の委員意見については、これを公にしても、談合等不正行為を理由に入札が無効となる具体的な場合が把握され、発見困難な談合が容易に行われるおそれがあるとは認められず、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第5号に該当しない。

なお、これらの情報は、同条第6号の該当性も問題となっていることから、後記5において同号の該当性を検討したうえで、公開、非公開を判断する。

ウ 他方、上記情報のうち前記イ以外の部分については、これを公にすれば、実施機関が談合の事実を確認するために行っている情報収集及び分析検討の方法及び内容、並びに談合の事実を確認する際の基準などが明らかになることから、発見困難な談合が容易に行われるおそれがあるなど、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められるため、条例第7条第5号に該当する。

したがって、事情聴取の結果に記載された事情聴取の項目のうち③及び⑥から

⑩まで、工事費内訳書の分析検討の結果、並びに入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録のうち 2 回目の質問回答を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(7) 大阪市入札等監視委員会の次回開催日時について

大阪市入札等監視委員会の次回開催日時については、これを公にしても、契約事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとは認められないため、条例第 7 条第 5 号に該当しない。

なお、上記情報は、同条第 6 号の該当性も問題となっていることから、後記 5 において同号の該当性を検討したうえで、公開、非公開を判断する。

5 条例第 7 条第 6 号該当性について

(1) 条例第 7 条第 6 号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の調査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」は、公開しないことができると規定している。

本市が保有する情報の中には、公にすることにより、犯罪、違法行為、不正行為等を誘発・助長し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を脅かしたり、犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する活動を阻害するおそれが生じるものがあることから、そのような事態を防止し、安全で平穏な市民生活を守るため、このような公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報を非公開とすることとしたものである。

(2) 別表 2 のうち、条例第 7 条第 6 号の該当性が問題となるのは、前記 4(3)ウに記載の情報提供者に関する情報及び提供された情報内容のうち情報提供者が所属する業種名などの情報、前記 4(4)オに記載の入札結果に関する説明のうち数値以外の記述、前記 4(6)イに記載の事情聴取の結果のうち聴取項目の①、②、④及び⑤、並びに入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録のうち 1 回目の質問回答及び最後の委員意見である。

実施機関によれば、談合に関しては、公正取引委員会が独占禁止法違反事件として調査を行うものであり、当該情報である入札状況及び入札に関して本市が行った調査資料等を公開すれば、公正取引委員会の調査の妨げになるおそれがあり、犯罪の捜査に支障が生じることから、条例第 7 条第 6 号に基づき、非公開とすべきであると主張している。

これに対して、異議申立人は、情報公開請求以前に契約管財局担当職員から電話で、「入札辞退者が多く入札が不自然であるため、本入札は無効とした。」との説明を受けているのであるから、本件請求に対して当該情報を公開できないとすることは不当であり、条例第 7 条第 6 号に該当しないため、契約を保留した理由及び入札等監視委員会の意見に記載されている落札決定を見送るべき理由は公開すべきであるし、公開により犯罪捜査に支障が生じるのであれば、どのような支障が生じるのか説明すべきであると述べている。

また、談合情報対応マニュアル・フローが公開されており、どのように対応するのかは誰にでもわかるのだから、入札等監視委員会へ審議依頼する理由・した理由は、条例第 7 条第 6 号には該当しないので、公開すべきであると述べている。

(3) 当審査会で確認したところ、公正取引委員会は、談合など独占禁止法違反の疑いがあるとの情報を入手した場合、独占禁止法第 45 条等による行政調査、又は第 101 条等による犯則調査を行うこととなっている。

このうち行政調査は、違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所などへの立入検査を行い、帳簿、取引記録などの関係資料を収集し調査するほか、必要に応じて、関係者に出頭を命じて事情聴取などを行い、違反行為に関する証拠を収集するものである。

また、犯則調査は、犯罪調査の対象となる事件の調査を行う場合であり、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、検索を行い、必要な物件を差し押さえるほか、調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行うものである。

- (4) 上記情報のうち、情報提供者に関する情報及び提供された情報内容に含まれる情報提供者が所属する業種名などの情報については、前記 4(3)ウに記載のとおり、これを公にしても、情報提供者が特定されるおそれがあるとは認められない。

したがって、これらの情報を公にしても、談合情報提供者が特定され、当該提供者の生命、身体、財産又は社会的な地位が談合関係者によって脅かされるおそれが生じるとは認められない。

- (5) また、入札結果に関する説明のうち数値以外の記述、事情聴取の結果のうち聴取項目の①、②、④及び⑤、並びに入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録のうち 1 回目の質問回答及び最後の委員意見についても、前記 4(4)オ及び前記 4(6)イに記載のとおり、法令及び実施機関のマニュアル等により、公にされている内容であると認められる。

したがって、これらの情報を公にしても、独占禁止法に違反する犯罪、違法行為、不正行為等を誘発・助長するおそれや、公正取引委員会による犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する活動を阻害するおそれが生じるとは認められない。

- (6) 以上の内容を踏まえると、上記情報は、これを公にしても、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるとは認められず、条例第 7 条第 6 号には該当しない。

したがって、情報提供者に関する情報及び提供された情報内容のうち情報提供者が所属する業種名などの情報、入札結果に関する説明のうち数値以外の記述、事情聴取の結果のうち聴取項目の①、②、④及び⑤、並びに入札等監視委員会と事務局のやり取りの記録のうち 1 回目の質問回答及び最後の委員意見については、実施機関は、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当するためこれを非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

6 条例第 7 条第 2 号該当性について

- (1) 条例第 7 条第 2 号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができる」と規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるお

それがあるものがこれに当たると解される。

- (2) 別表 2 のうち、条例第 7 条第 2 号の該当性が問題となるのは、本件文書 1 の入札経過調書に記載された入札参加事業者名及び入札参加事業者の所在地(行政区)である 6 番の情報である。

実施機関によれば、当該情報を公開すると、入札参加事業者に談合参加の疑いが生じ、風評被害のおそれがあり、一旦公開した情報であるとはいえ、公開すると当該業者に不当な負担をかけ、競争上の正当な利益を害するおそれがあると主張している。

これに対して、異議申立人は、入札参加事業者名等の情報は、一度公表されているので、公開すべきであると述べている。

- (3) しかし、上記情報を記載した入札経過調書の公表経過について当審査会が実施機関に確認した内容に基づけば、入札経過調書は本件請求時点において広く知られ得る状態に置かれていたとは認められないことは、前記 4(5)のとおりである。

また、実施機関によれば、本件請求時点においては、本件入札に関して談合の事実の存否は確定されていなかったとのことである。

- (4) 以上の内容を踏まえると、上記情報のうち入札参加事業者名については、これを公にすれば、談合の事実の存否が確定されていないにもかかわらず、当該事業者が談合に関与していたとの評価を受けるおそれがあるなど、当該事業者に対する正当な社会的評価が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

したがって、入札参加事業者名を同号に該当するため非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

- (5) 他方、入札参加事業者の所在地(行政区)は、これを公にしても、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号には該当しない。

したがって、所在地(行政区)については、実施機関は、同号に該当するためこれを非公開とした決定を取消し、公開すべきである。

7 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 中原茂樹

別表 1 本件請求に係る文書

	公文書の件名
本件文書 1	談合情報の取扱いについて（入札執行後入札等監視委員会審議前・公正入札調査委員会）（平成 19 年 6 月 27 日付け起案）
本件文書 2	談合情報の取扱いについて（入札等監視委員会審議後・公正入札調査委員会）（平成 19 年 6 月 29 日付け起案）
本件文書 3	大阪市入札等監視委員会議事録（平成 19 年 6 月 25 日付け）
本件文書 4	第 76 回大阪市入札等監視委員会議事録

別表 2 本件決定により実施機関が非公開とした情報

本件各文書	本件各文書 の内容	非公開とした情報			非公開の根 拠規定(条 例第7条)	
		項番	情報の内容	非公開とした箇所		
<本件文書 1> 談合情報の取 扱いについて (入札執行後 入札等監視委 員会審議前・ 公正入札調査 委員会) (平成 19 年 6 月 27 日付け起 案)	決裁本体※公開					
	決裁文案	1	情報提供者に関する情報 (業種名及び会社名)	1 行目 17 文字目から 26 文字目まで	第 5 号 及び 第 6 号	
		2	入札結果に関する説明 (入札結果と談合情報が一致して いたか否かの記述、入札結果の内 容説明及び具体的な数値)	4 行目 14 文字目から 5 行目 29 文字目まで		
		3	入札結果に関する説明 (入札結果の内容説明)	11 行目 12 文字目から 12 行目 10 文字目まで		
	談合情報票	4	情報提供者に関する情報 (会社名、姓及び職業)	左記情報記載欄	第 2 号	
		5	提供された情報内容 (入手日時、入手元及び談合情報 の内容等)	左記情報記載欄		
	入札経過調書	6-1	入札参加事業者名	左記情報記載欄		第 5 号 及び 第 6 号
		6-2	入札参加事業者の所在地 (行政区)	左記情報記載欄		
		7	入札金額	左記情報記載欄		
	入札参加事業者に対 する事情聴取結果一 覧表	8	事情聴取の結果 (事情聴取の項目 ①から⑩まで、入札参加事業者名 及び入札参加事業者の応答内容)	左記情報記載欄		
	ゆとりとみどり振興局長から契約管財局長への「工事費内訳書の調査について」の回答 (平成 19 年 6 月 21 日付け ゆ第 30277 号)					
		回答本文 ※公開				
		<回答資料> 入札参加事業者が 提出した工事費内 訳書の調査報告書	9	工事費内訳書の分析検討の結果 (工事費内訳書を実施機関が工種 に分けて比較するなど詳細に分析 検討を行った内容)	文書全部	第 5 号 及び 第 6 号
		談合情報対応マニ アル・フロー ※公開				
	<本件文書 2> 談合情報の取 扱いについて (入札等監視委 員会審議後・公 正入札調査委員 会)(平成 19 年 6 月 29 日付け 起案)	決裁本体 ※公開				
決裁文案		10	情報提供者に関する情報 (業種名及び会社名)	1 行目 16 文字目から 29 文字目まで	第 5 号 及び 第 6 号	
		11	入札結果に関する説明 (入札結果と談合情報が一致してい たか否かの記述、入札結果の内容 説明及び具体的な数値)	4 行目 13 文字目から 5 行目 30 文字目まで		
		12	入札結果に関する説明 (談合の事 実が確認できたか否かの記述及び 入札結果の内容説明)	8 行目 22 文字目から 10 行目 16 文字目まで		

本件各文書	本件各文書の内容	非公開とした情報			非公開の根拠規定（条例第7条）
		項番	情報の内容	非公開とした箇所	
<本件文書 2> 談合情報の取扱いについて （入札等監視委員会審議後・公正入札調査委員会） （平成19年6月29日付け起案）	決裁文案	13	入札結果に関する説明 （事実が確認できたか否かの記述、入札結果の内容説明及び入札結果に対する評価）	12 行目 12 文字目から 15 行目 7 文字目まで	第5号及び第6号
	談合情報票	14	情報提供者に関する情報 （会社名、姓及び職業）	左記情報記載欄	
		15	提供された情報内容 （入手日時、入手元及び談合情報の内容）	左記情報記載欄	
	談合情報対応マニュアル・フロー ※公開				
	大阪市入札等監視委員会の平成19年6月28日付け意見書 「大阪城公園（城南地区）舗装その他工事の入札取扱いについて」	16	入札結果に関する説明 （談合の事実を確認できたか否かの記述、入札結果の内容説明及び入札結果に対する評価）	5 行目 22 文字目から 9 行目 最終文字まで	第5号及び第6号
<本件文書 3> 平成19年6月25日付け大阪市入札等監視委員会議事録	同左	17	入札結果に関する説明 （入札結果と談合情報が一致していたか否かの記述、入札結果の内容説明及び具体的な数値）	10 行目 2 文字目から 11 行目 25 文字目まで	
		18	大阪市入札等監視委員会と事務局のやりとりの記録 （2 回にわたる委員の質問と事務局の回答及び質問回答を踏まえた委員の意見）	17 行目 3 文字目から 26 行目 9 文字目まで（ただし、上記のうち発言者名は公開。）	
<本件文書 4> 第76回大阪市入札等監視委員会（議事録・平成19年6月28日開催分）	同左	19	大阪市入札等監視委員会の次回開催日時	30 行目 8 文字目から 9 文字目まで、11 文字目から 17 文字目まで	

- ・ 1 行に記載された文字を左詰にして数え、半角数字、符号、点及び句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。
- ・ 上記掲載箇所において、各公文書を構成する文書名は、掲載箇所の行に含まないものとする。

別表3 別表2の非公開情報のうち公開すべき情報

本件 各文書	本件各文書の内容	公開すべき情報		
		項番	情報の内容	公開すべき箇所
<本件文書 1> 談合情報の 取扱い について (入札執 行後入札 等監視委 員会審議 前・公正入 札調査委 員会) (平成19 年6月27 日付け起 案)	決裁文案	1の 一部	情報提供者に関する情報 (業種名)	1行目17文字目から20 文字目まで
		2の 一部	入札結果に関する説明(入札結果と談合 情報が一致していなかったが、多数の入 札辞退があったとの記述。ただし、具体 的な辞退事業者数と落札率は除く。)	4行目14文字目から5 行目2文字目まで、5行 目10文字目から24文字 目まで
		3の 全部	入札結果に関する情報(多数の入札辞退 者があり入札金額が高かったとの記述)	左記情報全部
	談合情報票	5の 一部	提供された情報内容 (入手日時、入手元及び談合情報の具体 的な内容以外の部分)	左記情報記載欄の1行目1 文字目、23文字目から2行 目18文字目まで、3行目22 文字目から最終文字まで
	入札経過調書	6-2の 全部	入札参加事業者の所在地(行政区)	左記情報全部
	入札参加事業者に対する 事情聴取結果一覧表	8の 一部	事情聴取の結果のうち事情聴取の項目 ①、②、④及び⑤	左記情報記載欄
<本件文書 2> 談合情報の 取扱い について (入札等 監視委員 会審議 後・公正入 札調査委 員会) (平成19 年6月29 日付け起 案)	決裁文案	10の 一部	情報提供者に関する情報 (業種名)	1行目16文字目から19文 字目まで、26文字目から29 文字目まで
		11の 一部	入札結果に関する説明(入札結果と談合情報 が一致していなかったが、多数の入札辞退が あり、落札率が高かったとの記述。ただし、 具体的な辞退事業者数と落札率は除く。)	4行目13文字目から33文 字目まで、5行目6文字目 から16文字目まで、24文 字目から30文字目まで
		12の 全部	入札結果に関する説明(談合の事実を確認 できなかったが、多数の入札辞退があり、入 札金額が高かったとの記述)	左記情報全部
		13の 全部	入札結果に関する説明(談合の事実を確認で きなかったが、競争性が制限され、落札率も 高率であり、同種工事と比較しても、公正な 競争が行われたとは言い難い不自然なもので あるとの記述)	左記情報全部
	談合情報票	15の 一部	提供された情報内容 (入手日時、入手元及び談合情報の具体 的な内容以外の部分)	左記情報記載欄の1行目1 文字目、23文字目から2行 目18文字目まで、3行目22 文字目から最終文字まで
	大阪市入札等監視委員会の 平成19年6月28日付け意 見書「大阪城公園(城南地 区)舗装その他工事の入札 取扱いについて」	16の 全部	入札結果に関する説明(談合の事実を確認で きなかったが、競争性が制限され、落札率も 高率であり、公正な競争が行われたとは言い 難い不自然なものであるとの記述)	左記情報全部

本件 各文書	本件各文書の内容	公開すべき情報		
		項番	情報の内容	公開すべき箇所
<本件文書 3> 平成 19 年 6 月 25 日 付け大阪 市入札等 監視委員 会議事録	同左	17 の 一部	入札結果に関する説明 (入札額と談合情報が一致していなかったとの記述。 ただし、具体的な辞退事業者数及び落札率は除く。)	10 行目 2 文字目から 10 行目 28 文字目まで、 10 行目 37 文字目から 11 行目 1 文字目まで、 11 行目 4 文字目から 10 文字目まで、16 文字目から 25 文字目まで
		18 の 一部	大阪市入札等監視委員会と事務局のやりとりの記録 (1 回目の質問回答及び最後の委員意見)	17 行目 3 文字目から 18 行目最終文字まで、 25 行目 3 文字目から 26 行目 9 文字目まで
<本件文書 4> 第 76 回大 阪市入札 等監視委員 会(議事録・平成 19 年 6 月 28 日開催 分)	同左	19 の 全部	大阪市入札等監視委員会の次回開催日時	左記情報全部

- ・ 1 行に記載された文字を左詰にして数え、半角数字、符号、点及び句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。
- ・ 上記掲載箇所において、各公文書を構成する文書名は、掲載箇所の行に含まないものとする。